

須高地域外(県外)で定期予防接種の実施を希望する方へ

高齢者の場合

入院や施設への入所等、やむを得ない事情で須高地域外で定期予防接種を受ける場合、以下の手続きが必要です。

○長野県内定期予防接種相互乗り入れ事業に参加している医療機関かどうか確認

長野県内定期予防接種相互乗り入れ事業に参加している場合は、手続きなしで予防接種を受けることができます。予診票は須坂市のものを使用できます。参加の有無は右の二次元コードからご確認ください。医療機関もしくは須坂市健康づくり課までお問い合わせください。



長野県医師会ホームページ

○事業に参加していない病院での接種を希望する場合、以下の手続きが必要です

須坂市が発行する「予防接種実施依頼書」をご持参のうえ接種していただき、一旦予防接種費用の全額をお支払いください。以下の手続きをしていただくことで、後日接種費用(上限あり)をお振込みいたします。

手続きの流れ

(1) 予防接種前の手続き 接種予定日の **2 週間前までに**、下記の方法でご申請ください。

①電子申請の場合

下記の二次元コードから、必要事項をご入力ください。



②窓口・郵送申請の場合

「須坂市定期予防接種実施依頼書交付申請書」をご記入のうえ、須坂市健康づくり課 6 番窓口へご持参いただくか、下記へご郵送ください。

郵送先 〒382-8511

須坂市 大字須坂 1528 番地 1

須坂市役所 健康づくり課 保健予防係

申請内容の確認後、「須坂市定期予防接種実施依頼書」等必要書類を郵送いたします。

(2) 予防接種の実施

下記の書類をご持参のうえ、希望する医療機関で接種をお受けください。その際、費用は一旦全額お支払いください。

持ち物

- ① 須坂市定期予防接種実施依頼書
- ② 須坂市の予診票
- ③ ご本人確認書類(マイナンバーカード等)



接種後、

- ① 領収書(各予防接種の種類・金額・被接種者氏名が明記されたもの)
 - ② 予診票(原本又は写し)
 - ③ 接種済証
- を必ずもらってください。
費用の申請に必要となります。

裏面へ

(3) 予防接種後の手続き

右の書類等を接種日翌日から1年以内に須坂市健康づくり課までご提出ください。接種後は速やかに手続きをお願いします。

書類の審査後、決定通知書を郵送いたします。助成金の振込は約 2 か月後です。

提出書類

- ① 「須坂市定期予防接種費助成申請書兼請求書」
- ② 領収書(各予防接種の種類・金額・被接種者氏名が明記されたもの)
- ③ 予防接種予診票(原本又は写し)
- ④ 接種済証のコピー
- ④ 振込先口座が記載されている通帳もしくはキャッシュカードのコピー

予防接種費の助成額について

◎「医療機関で支払った額」と「助成上限額」のどちらか少ない額から、「市が定める一部負担額」を差し引いた額が助成額となります。

◎生活保護受給者・特定中国残留邦人等支援給付受給者は、「医療機関で支払った額」と「助成上限額」のどちらか少ない額が助成額となります。

例) インフルエンザの接種費用(医療機関で支払った額)が、4,500 円であった場合
助成上限額が4,645円、支払額が4,500円であるため、
 $4,500円 - 1,200円$ (市が定める一部負担額) = 3,300 円の助成
※生活保護受給者・特定中国残留邦人等支援給付受給者は 4,500 円の助成

予防接種の種類	対象年齢	助成上限額	市が定める一部負担額
インフルエンザ	・65 歳以上の人	4,645円	1,200 円
新型コロナウイルス	・60 歳～65 歳未満で、心臓、じん臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害(身体障害者手帳 1 級)を有する人	決定し次第、お知らせします	
高齢者肺炎球菌	・65 歳の方 ・60 歳～65 歳未満で、心臓、じん臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害(身体障害者手帳 1 級)を有する人	8,052 円	2,000 円
带状疱疹	・今年度 65、70、75、80、85、90、95、100 歳の誕生日を迎える方、101 歳以上の方 ・60 歳～65 歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害(身体障害者手帳 1)を有する人	生ワクチン 8,256 円	2,100 円
		組換えワクチン 21,310 円 (1 回につき)	5,400 円
予診のみ	接種不可能であった場合	2,530 円	—